

中川事務所新聞

第87号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【金融円滑化対策延長へ】

来年3月末までとなっている返済猶予制度が延長される見通しです。中小企業に縁遠い人たちからは「潰れるべき会社を温存するのはけしからん」という意見も聞こえてきますが、中小企業の実態は、綺麗事だけでは済まされません。

「借り増し」と「返済猶予」の区別をしっかりと考え、自社の生き残りをかけて利用できる制度は上手く利用しましょう。



【個人の税負担拡大へ】

来年から16歳未満の子供が扶養家族ではなくなるため、子供がいる世帯では税金の控除が受けられない→所得税が増えるという流れになります。子供手当の見返りによるものですが、単に税金が増えるだけなのか、それとも他にも影響が及ぶのか（例えば税額を基準とした保育料など）、各自で考えてみる必要があります。

【弥生ソフトをお使いの皆様へ】

弥生会計、弥生給与など弥生シリーズのソフトは、2011年版から認証制度が厳しくなり、認証を受けなければ使えなくなります。もちろんコピーは不可

です。日常作業に支障が生じないように、ソフト管理はきちり行ってください。

【12月の事務予定】

- ・12月決算法人期末実地棚卸
- ・9月決算建設業決算変更届
- ・10月決算法人確定申告&納税
- ・4月決算法人中間申告&納税
- ・給与所得の年末調整
- ・大掃除
- ・仕事納め

※23年1月の事務所新聞は休刊です。



知ってお得！？法律雑学

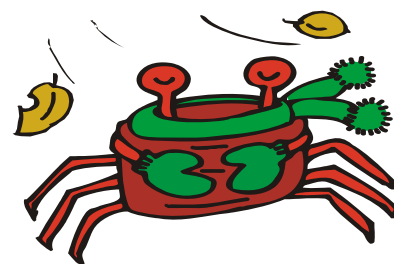
Q. 自転車でも交通違反をすると検挙されると聞いたのですが本当ですか？

A. 本当です。自転車も法律上は「軽車両」なので、道路交通法が適用されます。自転車の場合、自動車のような青キップ（反則金）の制度はなく、すべて赤キップ（罰金）になるので、同じ違反でも自動車より罰則が重くなることもあるのです。

例えば、一旦停止義務違反では普通乗用車なら数千円の反則金で済みますが、自転車では「3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金」で、前科まで付いてしまいます。実際は検挙されることはほとんどないでしょうが、自転車といっただけで軽く考えるのではなく、普段から気をつけて運転しましょう。

ちなみに、自転車の飲酒運転は、酒酔いで「5年以下の

懲役又は100万円以下の罰金」、酒気帯びで「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」です。これから忘新年会シーズンです。飲酒運転にはくれぐれもご注意を。



経営談義

【運転資金と借入金】

運転資金とは、売掛金＋在庫－買掛金で計算されます。例えば、売掛金30・在庫20・買掛金15なら運転資金は35となり、運転資金を借りるとはこの35を銀行から調達するという事です。

運転資金は一般的に事業規模が拡大すると必要量が増加し、縮小すると必要量が減少します。いずれにしても事業が継続する限りは常に必要となるものです。そのため、当初はこれを資本金で賄うのが

普通です。

銀行から借りた運転資金は、すぐにその返済が始まります。返済するということは借入金が少なくなるということですが、運転資金の必要性は減りません。ということは、返済とともに手持ち資金が減ることになります。この手持ち資金を減らさないためには、税引き後利益から返済資金を捻出しなければなりません。借入金を利益で返済するという最も基本的なパターンです。

ているパターンはよくありますが、それは瞬間的な場面であって赤字では借金は減らないという基本原則は変わりません。

銀行借入金の約定返済額と自社の税引き後利益を比較した場合、大多数の会社で返済額の方が大きくなっています。借入金を転がして資金繰りを維持しているのが実態ですが、利益で借金を返すという基本原則は忘れないようにしましょう。



この流れで考えると、赤字では借金は減らないという当たり前のことが再認識されます。実際上は資金の流れは幾筋も絡み合っているので、赤字でも見かけ上の借入金が減っ



あじなわ

私は毎年一〇〇冊の読書をノルマとしています。今年は一ヶ月間で九十三冊。すべてについて短い感想文を書いていきます。今年のノルマを達成できるかは微妙なところです。

通りすがりに小学校のマラソン大会を見ました。各自苦悶の表情で走っている中、ブツブツ文句を言いながら走っている肥満体の子が先生に怒られている姿を見て、思わず笑ってしまいました。

本年もお世話になりました。来年もよろしくお願い致します。



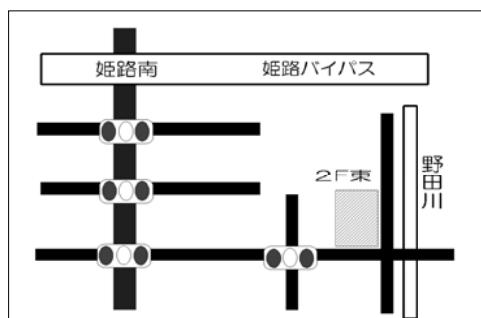
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp